

20 監査公表第 13 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 20 年 9 月 11 日

福岡市監査委員	光 安	力
同	江 藤	博 美
同	竹 本	忠 弘
同	福 田	健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 総務企画局

(事務監査)対象期間 平成19年5月から同20年5月まで  
実施期間 平成20年5月7日から同年5月22日まで

イ 財政局

(事務監査)対象期間 平成19年5月から同20年5月まで  
実施期間 平成20年5月8日から同年5月20日まで

ウ 環境局

(事務監査)対象期間 平成19年5月から同20年5月まで  
実施期間 平成20年5月7日から同年5月26日まで

エ 港湾局

(事務監査)対象期間 平成19年5月から同20年5月まで  
実施期間 平成20年5月7日から同年5月20日まで  
(工事監査)対象期間 平成18年4月から同20年3月まで  
実施期間 平成20年5月1日から同年6月16日まで

オ 消防局

(事務監査)対象期間 平成19年10月から同20年5月まで  
実施期間 平成20年5月7日から同年5月23日まで

カ 交通局

(事務監査)対象期間 平成19年9月から同20年5月まで  
実施期間 平成20年5月8日から同年5月23日まで  
(工事監査)対象期間 平成18年6月から同20年3月まで  
実施期間 平成20年5月1日から同年6月16日まで

キ 監査事務局

(事務監査)対象期間 平成19年5月から同20年5月まで  
実施期間 平成20年5月26日

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を，工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

### 3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表3までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

### 4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

### 5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

#### (事務監査)

#### (1) 局別監査

##### ア 総務企画局

委託契約の履行確認について適正な事務処理を求めるもの

委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市新・基本計画の成果指標に関する意識調査」業務委託において、委託業務が完了していなかったにもかかわらず、履行確認を適切に行わないまま業務完了と認め、委託料を支出している事例が見受けられた。

委託契約の完了検査に当たっては、履行確認を適切に行われたい。

(ア) 実施要領等に成果品の一部として定められた要約版パンフレット及びそれと同一内容を納めたCD-Rが納品されていなかった。

(イ) 仕様書において、要約版パンフレットを調査協力者に郵送することと定められているが、終了していなかった。

(企画課長)

##### イ 財政局

特に指摘する事項はなかった。

##### ウ 環境局

(ア) 委託業務の履行確認について適正な事務処理を求めるもの

委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により履行確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約書に定める業務が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市空き缶プレスカー環境教育業務委託」契約事務において、仕様書で指示していたアンケート結果の分析集計に係る報告書が提出されていなかったにもかかわらず、履行完了と認め委託料を支出していた。アンケート結果の分析集計については、本委託の成果として重要な情報であり有効活用を図る必要がある。

委託業務の履行確認に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行うよう注意されたい。

(環境啓発課)

(イ) 委託契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な契約書類を作成するとともに、業務完了後は完了検査により履行確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約書に定める業務が適正に履行されていることを確認のうえ、

委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成19年度及び同20年度「まもるーむ福岡管理運営業務委託」契約事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていたことから、委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

- a 平成19年度の契約書に、公表していない設計金額の総額が記載された設計書を添付していた。また、当該契約の相手方を平成20年度の契約の相手方に選定し、契約を締結していた。
- b 実績報告書において、設計書で定める従事者の勤務時間数を大幅に下回っているにもかかわらず、履行確認を十分行わないまま業務完了と認め、委託料を支出していた。

(環境啓発課)

## エ 港湾局

### (ア) 契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

委託等の契約事務に当たっては、事前に業務内容や手順、目的物の性能等を十分検討したうえで、契約書を作成し、その履行を担保しなければならない。また、契約により得られた成果品は、その目的を踏まえ、速やかに有効活用を図らなければならない。しかしながら、平成20年度「港湾施設管理台帳システム保守等業務」の委託契約事務及び同年度「港湾施設管理台帳システム機器(サーバー等)」の賃貸借契約事務並びに平成19年度「博多港港湾施設管理台帳システム改良業務」の委託契約事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、業務内容を十分に検討のうえ契約関係書類を作成し、適切に執行されたい。また、契約により得られた成果品については、当該目的が達成できるよう、効率的かつ有効に活用されるよう注意されたい。

- a 平成20年度「港湾施設管理台帳システム保守等業務」の委託及び同年度「港湾施設管理台帳システム機器(サーバー等)」の賃貸借における契約事務について、契約書を作成しないまま業務を履行させていた。
- b 平成19年度「博多港港湾施設管理台帳システム改良業務委託」の契約事務において、成果品(新OS(WindowsXP)対応システム)の完了検査を平成20年3月15日に行っていたにもかかわらず、システム機器の構成等に検討を要したため、平成20年4月に導入すべき機器(サーバー等)の更新が遅延し、実査日(平成20年5月8日)現在、改良後の新OS(WindowsXP)対応システムで運用されていなかった。

(管理課)

### (イ) 物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの

タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成20年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが、港湾局総務課をはじめ各課において多数見受けられた。

タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。

(総務課，土地利用推進課，振興課，計画課長(港湾計画担当)，  
計画課長(事業調整担当)，工務課，事業管理課)

## オ 消防局

### (ア) 行政財産(A分団車庫)の適正な管理を求めるもの

公有財産については、福岡市公有財産規則等に基づき、常に善良な管理者の注意をもって管理し、その目的又は用途に従い最も効率的に使用しなければならない。しかしながら、行政財産(A分団車庫)の現地調査を行ったところ、次のよう

な事例が見受けられた。

消防局においては、同様の施設を市内に多数所管しており、各施設の状況の把握に努め、その用途や機能を最大限に活かせるよう、施設の安全の確保とあわせて適正に管理されたい。

- a 地元消防団により建物の一部が増改築され、既存の設備が移設撤去されていたが、福岡市公有財産規則等に基づく本市の承認等の手続を経ていなかった。
- b 腐食が進行しているホース乾燥台については、補修や部外者の進入防止の対策が必要である。

(管理課)

(イ) 婦人自衛消防隊防火クラブ事業補助金の交付について適正な事務処理を求めるもの

市は補助金の交付に当たっては、福岡市補助金交付規則等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に行うとともに、事業の成果が交付決定の内容に適合するものであることを確認する必要がある。しかしながら、平成19年度の「A 婦人自衛消防隊防火クラブ事業補助金」及び同「B 婦人自衛消防隊防火クラブ事業補助金」の交付事務において、交付先団体への適切な指導がなされておらず、交付申請書や実績報告書の内容が不適切なものとなっていた。

補助金の交付に当たっては、その目的を踏まえ、補助対象経費を明確にするとともに、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

- a 交付申請書において、活動計画と収支計画が整合しておらず、事業内容が相違しているなど、不適切なものであったにもかかわらず、内容の確認を十分行わないまま交付決定を行っていた。
- b 実査日現在、実績報告書が提出されておらず、補助事業の成果の確認や補助金の額の確定を行っていなかった。
- c 実査後に提出された実績報告書において、収支報告の内容が収支計画と大幅に相違し、活動報告とも整合していないものがあつたにもかかわらず、内容の確認を十分行わないまま補助金の額を確定していた。

(予防課)

カ 交通局

青写真焼付等の発注について適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの

物品の調達に当たっては、福岡市交通局契約事務規程等に基づき、その内容に応じた契約を締結し、適正に執行しなければならない。しかしながら、平成19年度の「列車運転曲線図」の青写真焼付等の発注において、別途締結している「青写真焼付等単価契約」に該当する規格や単価が設定されていなかったため、業者の請求金額に見合うよう同契約に定める規格及び単価を用いて、事実と異なる数量を設定して発注していた。

青写真焼付等の発注に当たっては、その内容に応じて適正な契約手続を行うよう注意されたい。

(運転課)

キ 監査事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今回は、「準公金等の適正管理について」をテーマとして監査を実施した。

「福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会負担金」の交付先団体の出納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

市は負担金の交付に当たっては、交付先団体の事務が交付の目的に従って効率的に行われ、その成果が交付決定の内容に適合するものであることを確認する必要がある。しかしながら、平成19年度「福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会負担金」の交付先

団体の事務において、次のような事例が見受けられた。

交付先団体の事務局が環境局内にあることから、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

ア 交付先団体の事業の一つとして「川の自然観察会」を実施しているが、当該事業は、各構成団体が個別に実施しており、協議会の事業としての相互関連づけが不十分であった。当協議会の設立目的に応じた効果的な事業のあり方について検討すべきである。

イ 当該事業の経費については、一旦、本市の他課へ二次交付した後、さらに三次交付するという複雑な資金の流れとなっており、事務局の出納経理に効率性を欠くものとなっていた。

(環境局計画課，同局環境啓発課関連)

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 港湾局

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成18年度「臨港地区内空洞化調査業務委託」

(契約金額420万円)

本委託の実施にあたって検討した結果、本委託調査箇所以外に緊急に調査を行う必要があったため調査箇所の一部の変更を行った。しかし、その変更の内容で調査業務を行わせるにもかかわらず契約変更をしないまま委託業務を実施した。その変更の内容について適正に設計積算し契約変更を行うべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(維持課)

b 平成18年度「アイランドシティ地区平成18年度仮護岸(B5)築造工事」

(契約金額8億1,585万円)

港湾整備事業については港湾請負工事積算基準等により設計積算しているが、アイランドシティ地区等での市単独事業では、その基準内の諸経費について独自の積算方針を定めている。本工事については市単独事業でありながら、その積算方針と相違する諸経費により設計積算し、その結果過大な設計となっていた。

チェック体制の充実を図るとともに適正な設計積算を図られたい。

(建設課)

c 平成18年度「アイランドシティ地区平成18年度5工区表層処理工事(その3)」

(契約金額4億1,160万4,200円)

本工事については、工事車両の公道への出入が必要となり、公道への出入り口に水道水を使用した洗車設備を設計変更により設けていた。この設備で使用する水道料金の設計積算において、「一時用の料金」を適用すべきところ、誤って「家事用以外の用の料金」を適用して水道料金を算出していた。さらに、その水道料金は直接工事費に計上すべきところ、共通仮設費役務費内に計上していた。

このことにより、経費に間違いが生じていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

なお、アイランドシティ地区における工事用の水使用に関して、水の有効利用及び節水推進のため、再生水などの利用も併せて検討されたい。

(建設課)

d 平成19年度「アイランドシティ地区5の1工区地盤改良工事(その1)」

(契約金額2億4,040万3,800円)

排水工の設計積算において、排水用の工事用水中ポンプ24台が計上されている。この設計単価については、50Hz用の単価を採用し積算していた。商用電源は60Hz

であり、しかもより安価な60Hz用の単価を採用すべきであった。施工については、60Hz用水中ポンプが設置されている。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(建設課)

- (イ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「アイランドシティ地区平成18年度3工区在来地盤改良工事」

(契約金額2億8,665万円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において揚土工に使用する空気圧送船運転の単価やその他多くの単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

なお、同様の契約変更内容については前回の監査でも注意を行っており、効果的な事務改善がなされているとはいえない。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(建設課)

- (ウ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成17年度「箱崎ふ頭北 - 7 . 5 m岸壁災害復旧工事(その1)」

(契約金額3億5,917万5,600円)

- (a) 本工事のペーパードレーン打込の設計積算において、ドレーン材の設計単価は複数社からの見積りにより決定している。その設計単価を見積りから採用するときに、最低価格より高額の見積りから採用していた。

今後は、チェック体制の充実を図るとともに、適正な設計積算を図られたい。

- (b) 本工事は、工事内容に変更が生じたことにより2回にわたり設計変更が行われている。その2回目の設計変更の中で、液状化対策工におけるペーパードレーン打込について、工法についての現場条件等の変更がないにもかかわらず、当初この工法の特許使用料を計上していなかったということを理由に、特許使用料が新たに追加計上され契約変更がされていた。

しかし、当初契約ではこの施工方法については条件明示されており、設計変更時にもこの条件変更はなされていない。現場条件等の変更がない以上、特許使用料を計上した契約変更をすべきではなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(工務課)

## イ 交通局

- (ア) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成18年度「天神駅トイレ改良工事」

(契約金額5,285万1,855円)

本工事において給水設備工事を行ったが、「福岡市水道給水条例」によると、給水装置工事をする場合は、あらかじめ管理者の承認を受け、完了後に検査を受けなければならない。また排水設備工事も行ったが、「福岡市下水道条例」によると、排水設備の新設等をする場合は、あらかじめ市長の確認を受け、完了後に検査を受けなければならない。しかし、これらの手続きがなされていない。

「福岡市水道給水条例」及び「福岡市下水道条例」を遵守し、これらの条例に定める手続きを行うべきであった。

適正な施工管理に努められたい。

(施設課)

また、下記3件の工事においても同様な事例が認められた。

・平成18年度「大濠公園駅トイレ改良工事」

(契約金額2,966万5,335円)

(施設課)

・平成19年度「西新駅トイレ改良工事」

(契約金額6,609万6,450円)

(施設課)

・平成19年度「中洲川端駅トイレ改良工事」

(契約金額4,972万1,700円)

(施設課)

b 平成19年度「平成19年度構造物改良工事」

(契約金額4,083万3,450円)

本工事は、地下鉄1,2号線の土木構造物について経年劣化箇所を改良する工事であるが、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないことになっているが、通知書を提出していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(技術課)

## (2) テーマ監査

今回は、「小規模工事について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

特に指摘する事項はなかった。

### 別表1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局・区等	監査実施対象	
総務企画局	総務部	総務課, 情報公開室
	情報化推進室	情報化推進課長(2)
	企画調整部	企画課長(5), 統計調査課
	部長(空港将来方策)	課長(空港将来方策)(2)
	部長(水資源対策)	課長(水資源対策)
	人事部	人事課, 労務課, 行政監察室, 職員共済課
財政局	財政部	総務資金課, 財政調整課, 財産管理課, 自動車管理事務所
	税務部	税制課, 指導課, 資産税課, 法人納税課, 特別滞納整理課
環境局	総務部	計画課, 環境啓発課
	環境対策推進部	温暖化対策課, 環境保全課
	ごみ対策部	業務課, 事業系ごみ対策課, 西南部事業所
	施設部	南部工場, 西部工場
	保健環境研究所	環境科学課, 保健科学課,

		廃棄物試験研究センター
港湾局	総務部	総務課，土地利用推進課，管理課
	港湾振興部	振興課
	計画部	計画課長(3)
	建設部	補償課，工務課，維持課
	環境対策部	環境対策課
	アイランドシティ経営計画部	事業管理課
消防局	総務部	総務課，管理課
	警防部	消防航空隊，情報管理課， 災害救急指令センター
	予防部	予防課
	城南消防署	予防課，警備課
	早良消防署	予防課，警備課
	西消防署	予防課，警備課
交通局	総務部	総務課，職員課
	営業部	営業課，課長(ICカード担当)
	運輸部	乗客課(博多管区駅及び貝塚管区駅 を含む。)，運転課，乗務事務所
	施設部	橋本保守事務所
	鉄道土木部	計画課
	車両部	姪浜車両工場
監査事務局	次長	第1課，第2課，第3課

別表 2

港湾局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
塩浜地区護岸築造工事(その4)	当初 141,225,000 円 変更 144,208,050 円	平成18年5月18日から 平成18年12月15日まで
須崎ふ頭東 - 11.0m泊地維持浚 渫工事	136,500,000 円	平成18年11月14日から 平成19年3月15日まで
アイランドシティ地区平成18年 度3工区埋立工事(その1)	1,236,900,000 円	平成19年2月20日から 平成20年3月15日まで
博多港国際ターミナルボーディ ングブリッジ改良工事	当初 8,526,000 円 変更 9,258,900 円	平成18年12月2日から 平成19年3月25日まで
海面清掃船製造	101,640,000 円	平成18年7月6日から 平成19年3月5日まで
外 (局別監査)17件， (テーマ監査)40件		



別表 3

## 交通局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
平成18年度軌道保守工事（その 2）	53,130,000 円	平成18年10月11日から 平成19年2月28日まで
藤崎外1駅老朽箇所改良工事	当初 41,737,500 円 変更 40,452,300 円	平成18年11月21日から 平成19年3月20日まで
天神駅老朽箇所改良工事	40,614,000 円	平成19年11月27日から 平成20年3月17日まで
中洲川端駅冷凍機更新工事	184,275,000 円	平成18年8月12日から 平成19年2月10日まで
姪浜車両基地車両空調装置更新 工事	128,310,000 円	平成19年6月30日から 平成20年3月15日まで
外（局別監査）13件，（テーマ監査）40件		